

令和7年度／令和8年度 西宮市スポーツ推進委員 公募申込書

令和 6 年 11 月 1 日

西宮市長 様

私は、西宮市スポーツ推進委員公募委員候補者として、募集要項および以下の1～5の事項を理解したうえで、申し込みます。

1. 委嘱日時点で満20歳以上70歳未満であり、西宮市内に住所を有しています。また、年齢要件及び住所要件の確認に必要な事務を文化スポーツ課が行うことに同意します。なお、委嘱期間中に市内に住所を有しなくなった場合は、解嘱されることを理解しています。
2. 毎月第2水曜日（8月、12月除く）に開催される定例研修会に出席します。
3. 西宮市文化スポーツ課や関係団体が主催・後援・所管する各種事業の企画・運営に協力します。
4. スポーツクラブ21の事業に参画します。
5. スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条及び西宮市スポーツ推進委員規則に基づき委嘱される特別職の非常勤職員であることを理解し、法令等を遵守し、西宮市のスポーツ行政の推進に協力します。

お住まいの小学校区名をご記入ください。

地区名 **河原** 地区

氏名 **西宮 太郎**

<留意事項>

※ご年齢・ご住所については、文化スポーツ課で確認いたします。

※ご住所については、委嘱期間中も確認させていただくことがあります。

※西宮市スポーツ推進委員に委嘱された場合、西宮市のスポーツ行政の推進を担われる特別職の非常勤職員として、月額13,900円（税込）の報酬をお支払いします。報酬の支払いに必要な事務手続き（マイナンバーの報告等）にご協力をお願いします。

※お勤め先の都合等により、報酬受取を辞退される場合は、委嘱後の事務手続き時にご相談ください。

(参考) 西宮市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、西宮市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関する必要な事項を定める。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 住民にスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 行政機関が行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事又は事業に協力すること。
- (5) 住民のスポーツについての理解を深めること。
- (6) 市におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツに関する指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、120名以内とする。

(委嘱)

第4条 委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び市内に住所を有する者で、第2条各号に掲げる職務を行うために必要な熱意と能力を有するものの中から、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、新たに委員に委嘱された者の任期は、2年より短い期間とすることができる。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、これを再任することができる。

(解嘱)

第6条 市長は、委員が心身の故障のため第2条各号に掲げる職務を行うことができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認める場合は、これを解嘱することができる。

(服務)

第7条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に西宮市スポーツ推進委員規則（昭和36年度西宮市教育委員会規則第15号）の規定に基づき教育委員会が行った西宮市スポーツ推進委員の委嘱及び再任その他の行為は、この規則の相当規定により市長が委員についてしたものみなす。

